

受理第30-4号

## 請 願 書

件 名

宇治市における太陽光発電設備の設置に関する規制条例の  
策定についての請願

紹介議員

松峯 茂、山崎 匡、荻原 豊久、池田 輝彦、  
秋月 新治、浅井 厚徳

## 請願の趣旨

地球温暖化対策として再生可能エネルギー源の一つである太陽光発電設備の設置件数は、2012年の再生エネルギー発電の固定価格買取制度（FIT法）が導入されて以降急増しています。昨年度だけでも太陽光発電（非住宅：10kW以上）の新規認定事業件数は68万件を超えます（資源エネルギー庁の集計）。これと同時に景観の悪化、パネル設置のための樹木の伐採による災害の増大、太陽光パネル表面の反射光被害、同じくパネル表面の温度（60～70℃）による熱被害ひいては住宅地としての資産価値の低下など全国各地で裁判を含めたトラブルが頻発しています。

宇治市においても平尾台四丁目に隣接する木幡須留5-3に京阪電鉄不動産（株）が13,600m<sup>2</sup>の広大な丘陵地に太陽光パネル2,700枚敷いて発電量702kWの事業を計画しています。この計画は現時点において本市で最大規模の発電施設であり、太陽光パネル設置に伴う被害が本市に於いても現実のものになろうとしています。

全国各地で発生しているトラブルを低減するために資源エネルギー庁は2017年4月にFIT法を改正して太陽光発電の認定基準を「設備認定」から「事業計画認定」に強化しました。改正後は、太陽光パネル設置に対する「計画・立案」から「撤去及び処分」に至るすべての過程に対して詳細な計画を求めています。具体的には「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2017年3月策定、2018年4月改訂）を公表して、設置業者は「自治体や地域住民の理解を深めるために、積極的にコミュニケーションを図ること」を繰り返し強調しています。そして次のことを遵守するように指導しています。

- ① 関係法令及び条例の規定に従うこと。
- ② 必要な措置や手続等について、自治体や国の関係機関に確認及び相談すること。
- ③ 自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守すること。

特に3番目の「自治体が個別に策定した指導要綱、ガイドライン等」は、現地における問題を回避する手段として最も具体的で有効な規制となっています。資源エネルギー庁がガイドラインを公表する以前の自治体の規制は大変緩く、たとえば京都府では50ha（50万m<sup>2</sup>）以上の開発に関して規制する程度でした。公表後は、近隣自治体に於いても兵庫県は5,000m<sup>2</sup>（京都府の1/100）以上を規制し、同県内のたつの市、小野市、三田市、朝来市などは独自に1,000m<sup>2</sup>以上の設置を規制しています。大津市も同様の規制を2017年12月に施行しています。大阪府箕面市ではベッドタウンとしての住環境を重視して10kW以上あるいは100m<sup>2</sup>以上の設置を規制する条例が2018年4月に施行されています。

然るに宇治市に於いては、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に対応する「自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等」が無く、資源エネルギー庁が強く求めている上記の「② 必要な措置や手続等について、自治体に確認及び相談すること」の判断基準を宇治市は持たないという事態です。それ故に私たち住民が宇治市に問い合わせをしても、判断基準がないことが障壁となって、

明確な返答を頂けません。また設備設置業者に対する注意は可能ですが、国が認めている上記③の指導する権限を行使できないという状況にあります。

宇治市が太陽光発電設置に関する市条例を策定するかどうかは、生産緑地法の30年期限が切れる「2022年問題」とも強い関連があり、「2022年問題」の行方を決定づけると考えます。すなわち市街地の緑を保持し近郊農産物、特にブランドである宇治茶を生産して来た生産緑地が一斉に規制から外れると、人口減少の中では初期投資が比較的軽くて清潔感が漂う太陽光パネル発電への移行は容易に想像されるどころです。現実インターネット上では「生産緑地対策 太陽光発電 権利取得プラン」などの宣伝がなされています。

もしこの度の太陽光発電の計画が認可された場合は、これが前例となるために、宇治市に於ける大規模太陽光発電に関する独自の指導要綱やガイドラインの策定はほぼ絶望となるでしょう。生産緑地はいたる所で大型の太陽光パネルが設置され、景観は劣化し、千年以上続く宇治市の歴史的価値は消滅し、観光都市は終焉を迎え、人口減少や少子高齢化が加速することは誰しも容易に想像できるどころです。このような悲劇的事態を避けて「住んで良かった」と言える21世紀に相応しい宇治市とするために、太陽光発電施設の設置に関する宇治市の規制条例を策定することは喫緊の課題だと考えます。

## 請願事項

一、宇治市における太陽光発電設備の設置に関する規制条例の策定

2018年9月11日

宇治市議会議長 坂下 弘親 様

請願者 平尾台四丁目自治会 会長 原田 隆一  
住 所 [REDACTED]

請願者 平尾台四丁目自治会 街創り委員会 委員長 新山 球二  
住 所 [REDACTED]